

[事案 2023-172] 入院給付金支払請求

・令和6年12月19日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2023-171] の申立人の子である。

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

高尿酸血症により、令和2年9月下旬から同年10月中旬まで入院したため（入院①）、平成17年8月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ支払われた。その後、気管支喘息、腰椎症等により、令和3年11月上旬から同年12月下旬まで入院したため（入院②）、本契約にもとづき入院給付金を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないことを理由に支払われず、入院①で支払われた入院給付金の返還を求められた。しかし、以下の理由により、入院①で支払われた入院給付金の返還義務がないことの確認と、入院②の入院給付金の支払いを求める。

(1)担当医師の指示にもとづき、高尿酸血症等の治療のために入院した。

(2)約款上の入院の概念について、詳しい説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)約款所定の入院の該当性は、保険事故発生当時の医学水準によって客観的に判断されるが、入院①②は約款所定の入院に該当しない。

(2)約款上の入院の概念について、個別の説明は不要である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結を持って手続を終了した。